

厚岸町議会 第4回定例会

平成25年12月13日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、中屋議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 町長から、議案第105号について、事件の訂正請求が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定いたしました。
- 議長（音喜多議員） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。
事件の訂正請求の説明を求めます。
副町長。
- 副町長（大沼副町長） 大変貴重な時間をいただき、申しわけなく存じております。
本日、お配りをしております訂正請求書のとおり、議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定について、条文中に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。
訂正をいただく内容であります。議案第105号の第1条、第1条では町立特別養護老人ホーム条例の一部改正ということで提案をさせていただいております。
この条例中、第7条及び第9条で引用をしております条例の条番号に誤りがございました。第7条に規定しております、一番最初の第3条という文言を第4条に訂正をさせていただきたい。

それから、第9条で引用しております第9条第1項の5と第4条の規定にかかわらずありますが、第4条から第5条にご訂正をいただきたいと存じます。

大変、貴重な時間をいただき申しわけなく存じております。誤りに気づかず今日に至ったことおわび申し上げたいと存じます。どうぞ、訂正をよろしく願います。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、事件の訂正請求書を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を許可することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時04分休憩

午後3時44分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定についてを再び議題といたします。

本件の審査につきましては、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

谷口委員長。

●谷口委員長 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託されました、議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定についての審査は、去る12月9日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、可決すべきものと決しましたので、ここに報告をいたします。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） 議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決めるにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議あり、討論はありますか。
討論はありませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） これより、起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案のとおり、可決すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（音喜多議員） 着席願います。
出席議員数12人、そのうち起立者数9人、起立多数であります。
よって、本案は、可決されました。
- 議長（音喜多議員） 日程第3、意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。
- 議事係長（田崎係長） 意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。
上記議案を次のとおり提出する。
平成25年12月9日。
提出者、厚岸町議会議員、大野利春。
賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一、同じく、佐々木敬治。
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。
近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているのは、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっているところである。
しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源の涵養や国土生態系保全など、公益的機能の低下への提供が危惧されている。
このような中、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには森林・林業を国家戦略と位

置づけて、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の理由や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林、林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災では、被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化防止、特に森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保する。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情にあわせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い、基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興を初めとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など、治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月日。

北海道厚岸群厚岸町議会議長、音喜多政東。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（音喜多議員） 提出者であります、大野議員に提案理由の説明を求めます。

2番、大野議員。

●大野議員 ただいま上程いただきました、意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の内容でございますけれども、ただいま職員が朗読したとおりの内容でございます。

補足説明させていただきますと、国は日本最高戦略や骨太方針において農林水産業の成長産業化の方針を打ち出し、森林・林業については新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築に取り組むこととしています。

また、森林資源の循環利用や森林・林業・木材産業の活性化を図るとし、予算措置をしております。

毎年、予算額は少しずつふえてはおりますものの、森林・林業に携わる人の人材育成や山の路網の整備ですとか、施工業にまだまだ不十分な点もあり、特に民有林においても整備が進まない状況にあります。

こういった中、本提出者として、以下7項目を要望するものであります。一々、時間の関係上、説明はいたしませんけれども、深いご理解の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、各常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会が閉会中に実施した先進地行政視察についての調査報告書が今般、各委員長から提出されています。

この際、各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、総務産業常任委員会調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が閉会中に調査を実施した有明地区の昆布干場についての

調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。

よって、平成25年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員